令和6年度

丸亀市スマートハウス導入促進事業

補助金制度

**○令和5年度からの主な変更点、注意事項**

〇主な変更点：なし

〇注意事項

1. 補助金の併給が不可能な組み合わせ

・太陽光発電システムとＺＥＨ

・蓄電池システムとＶ２Ｈ

**１．趣旨**

　ゼロカーボンシティの実現に向け、エネルギー利用の最適化・効率化による温室効果ガス

排出量の抑制を推進するための設備を導入した者に対し、予算の範囲内で導入費用の一部を補助する。

**２．定義**

【住宅用太陽光発電システム】

　住宅に設置された太陽光を電気に変換する設備

【ＺＥＨ】

　外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室

内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅

【ＺＥＨ設備】

　ＺＥＨを構成する設備のうち、高断熱外皮、空調設備、給湯設備(燃料電池を除く。)、換気設備及び再生可能エネルギー発電設備

【住宅用蓄電システム】

　電力を繰り返し蓄え、必要に応じて電気を住宅に供給できる設備

【住宅用Ｖ２Ｈシステム】

次世代自動車に搭載された蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として

使用できるようにし、自動車及び住宅において電力を相互に供給する設備

【住宅用太陽熱利用システム】

太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する自然循環型の太陽熱温水器又は不凍液等を強制

循環する太陽熱集熱器及び蓄熱槽によって構成された強制循環型の太陽熱温水設備

【ＢＥＬＳ】

建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成28年国土交通省告示第489号)に基づく第三者認証の一つである建築物省エネルギー性能表示制度

**3．補助対象設備**

【住宅用太陽光発電システム】

1. 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの
2. 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する認定発電設備であって10ｋＷ未満であるもの
3. 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナが、未使用品であるもの

【ＺＥＨ設備】

1. ＺＥＨを新築若しくは購入し、又は自らが所有する既築住宅をＺＥＨへ改修するもの
2. ＢＥＬＳによる、ＺＥＨの評価・認証を受け、ＺＥＨロードマップにおけるＺＥＨの定義のうち、Ｎｅａｒｌｙ ＺＥＨ以上の要件を満たすことが証明できる住宅であるもの

【住宅用蓄電システム】

1. 蓄電池から供給される電気を当該蓄電システムが設置される住宅において消費することを目的として設置されるもの
2. 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの
3. 電力会社と電力受給契約を締結している太陽光発電システムと連携されるもの
4. 蓄電池及び電力変換装置が、未使用品であるもの

【Ｖ２Ｈシステム】

1. 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの
2. Ｖ２Ｈシステムが、未使用品であるもの

【住宅用太陽熱利用システム】

1. 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(ＢＬ部品)の認定を受けているもの
2. 太陽熱利用システムが、未使用品であるもの

**４．補助金の交付対象者**

(1)　本市内に住所を有する者

(2)　市内の住宅において、3.補助対象設備のうち、いずれかの事業を行う者

(3)　市長が各申請期間内に予約申請及び交付申請が可能な者

(4)　市税を滞納していない者

**５．補助金額**

**次の補助金の組み合わせの併用はできませんので、ご注意ください。**

**「太陽光発電システムとＺＥＨ」**

**「蓄電システムとＶ2Ｈの補助金」**

【住宅用太陽光発電システム】

2万円に太陽電池の公称最大出力値(単位はｋＷとし1ｋＷ未満の端数があるときは、小数

点以下第3位を四捨五入する。)を乗じて得た額又は8万円(既築住宅においては10万円)のいずれか低い額

【ＺＥＨ設備】

20万円
ただし、補助対象経費が20万円未満の場合は補助対象経費の額

【住宅用蓄電システム】

8万円
ただし、補助対象経費が8万円未満の場合は補助対象経費の額

【Ｖ２Ｈシステム】

5万円
ただし、補助対象経費が5万円未満の場合は補助対象経費の額

【住宅用太陽熱利用システム】

太陽熱利用システムの機器及び設置費(消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額)の10分の1の額又は3万円(強制循環型の太陽熱温水設備においては10万円)のいずれか低い額

**６．申請書の受付期間と提出書類**

1. **予約申請**

令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金)

（太陽光発電システム及びＺＥＨ設備の場合は次のとおり）

令和6年4月1日（月）～令和6年12月27日（金）

【設置工事着工前に申請してください】

|  |
| --- |
| 提出書類 |
| 丸亀市スマートハウス導入促進事業補助金交付予約申請書 |
| 補助対象設備の設置場所付近の見取図 |
| 補助対象設備の工事着工前の現状が確認できる写真（ＺＥＨの場合は高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備、再生可能エネルギー発電設備のいずれかの工事が着工前であることが確認できる写真）※　発電・ZEH・蓄電・太陽熱システム付建売住宅を購入する場合は、当該住宅の写真 |

受付後、「丸亀市スマートハウス導入促進事業補助金交付予約番号通知書」をお送りします。交付申請時に必要となりますので、保管をお願いします。

予約申請後に、申請書に記載した内容から変更される場合は「丸亀市スマートハウス導入促進事業補助金変更承認申請書」を提出してください。

**②　交付申請**

令和7年3月31日(月)【必着】

|  |
| --- |
| 提出書類（共通） |
| (1)丸亀市スマートハウス導入促進事業補助金交付申請書 |
| (2)補助金交付申請審査票 |
| (3)補助対象事業の実施に係る領収書の写し及び領収書内訳書の写し |
| (4)電力会社と締結した電力需給契約書の写し及び電力需給開始日の分かる書類の写し（太陽熱利用システムを導入する場合は除く。） |
| (5)補助対象設備が設置された建物全体が確認できる写真 |
| ＊発電・ZEH・蓄電・太陽熱システム付建売住宅を購入する場合にあっては、当該住宅の売買契約書の写し |
| (6)債権者登録申出書 |

これらの提出書類に加え、それぞれの補助対象設備に応じて、次の提出書類の提出が

必要となります。

|  |
| --- |
| 【住宅用太陽光発電システム】 |
| ア 発電システムの出力対比表(太陽電池モジュールの製造番号と実出力の対比ができるもの)  |
| イ 発電システムの設置状況を示す写真 |
| ウ パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できる写真 |
| エ 発電システムの保証書の写し |

|  |
| --- |
| 【ＺＥＨ設備】 |
| ア 工事契約書の写し  |
| イ ＢＥＬＳの写し |
| ウ 発電システムの設置状況を示す写真 |
| エ パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できる写真 |
| オ 発電システムの保証書の写し |

|  |
| --- |
| 【住宅用蓄電システム】 |
| ア 蓄電システムの設置状況を示す写真  |
| イ 蓄電システムの型式名及び製造番号が確認できる写真 |
| ウ 蓄電システムの保証書の写し  |

|  |
| --- |
| 【Ｖ２Ｈシステム】 |
| ア Ｖ２Ｈシステムの設置状況を示す写真  |
| イ Ｖ２Ｈシステムの型式名及び製造番号が確認できる写真 |
| ウ Ｖ２Ｈシステムの保証書の写し |

|  |
| --- |
| 【住宅用太陽熱利用システム】 |
| ア 太陽熱利用システムの設置状況を示す写真  |
| イ 太陽熱利用システムの型式及び一般財団法人ベターリビングによる優良 住宅部品の認定番号を示す書類 |
| ウ 太陽熱利用システムの保証書の写し  |

**７．補助金の請求**

交付決定及び交付額確定通知書が届いたら、速やかに「丸亀市スマートハウス導入促進事業補助金交付請求書」をご提出ください。

**８．補助金交付手続きの流れ**

|  |  |
| --- | --- |
| 丸亀市 | 申請者(設置者) |
| 受理・審査**↓**予約番号の通知予約番号決定(※この番号は交付申請の際に必要です。)受理・審査**↓**交付決定及び額の確定補助金の請求受理**↓**補助金の振込補助金交付準備 | 予約申請予約申請書(様式第1号)受理**↓**工事着工**↓**（電力会社と受給契約の締結）交付申請**↓**交付申請(様式第5号)交付決定及び額の確定通知受理**↓**請求書(様式第7号)補助金の受領 |

《問い合わせ・申し込み先》

丸亀市 産業生活部 生活環境課 ゼロカーボン推進室

〒763-8501　丸亀市大手町二丁目4番21号

電話　（0877）24-8809　　FAX　（0877）35-8893